

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年11月27日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区電話交換業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

外部委託により運営中である「世田谷区電話交換業務」を引き継ぐため、東棟に電話交換手を配置する。本業務は、区役所代表電話にかかる区民や事業者などからの電話を、主に東西1期棟、第二庁舎、分庁舎等（城山、梅丘、二子玉川を含む）の各部署に取次ぐ管理や運営等の電話交換業務を実施する。

(3) 履行期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日まで

※ 令和6年6月1日からの電話交換業務委託開始に伴い、契約締結日から令和6年5月末まで、現在の受託者から引継ぎを受けることについては別途協議する。

※ 本業務委託に関わる契約締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を予定している。このため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であることを必要とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 令和2年度以降、人口30万人規模以上の地方自治体において、当該自治体の代表電話交換業務を受託した実績がある者。

※ 「当該自治体の代表電話交換業務」には本庁舎以外の支所・支庁・出張所など出先機関・出先庁舎での交換業務は含まない。

※ 「当該自治体の代表電話交換業務」には「自治体の業務全般に関する問い合わせを受ける目的の常設コールセンター」及び、「特定業務（例：粗大ごみ受付など）に限定したコールセンター」は含まない。

(6) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、参加資格の確認のみ行う。なお、資格審査の結果、資格を満たした者には招請通知を送る。また、資格を満たさない者には、その旨を令和5年12月14日(木)に文書で通知する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務実施方針について
- (2) 構築作業の体制及び工程・スケジュール等に関する事項
- (3) 運営開始までの研修体制・研修工程・スケジュールに関する事項
- (4) 従事者(予定・見込み)の確保及び電話交換業務経験年数
- (5) 代表電話交換業務の運営に関する事項
- (6) 非常時対応に関する事項
- (7) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (8) その他追加提案に関する事項
- (9) 委託の実績に関する事項
- (10) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

庁舎整備担当部 庁舎管理担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第1庁舎2階

電話：03-5432-2074 FAX：03-5432-3006

メールアドレス SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 事業者選定説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和5年11月27日(月)から令和5年12月11日(月)まで

イ 交付場所 上記5(1)の担当部課及び世田谷区公式ホームページ([こちら](#))

ウ 交付方法 窓口での希望者への直接交付及び世田谷区公式ホームページでの希望者自らによるダウンロード

※ 窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和5年11月27日(月)から令和5年12月11日(月)まで
受付時間：午前9時から午後5時(必着)(土、日、祝日を除く)

イ 提出場所 上記5(1)の担当部課

ウ 提出方法 窓口へ直接持参または郵便(書留郵便のみ)

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和6年1月11日(木)午後5時

イ 提出場所 庁舎整備担当部庁舎管理担当課

ウ 提出方法 窓口へ直接持参または郵便(書留郵便のみ)

※ 受付時間は午前9時から午後5時（必着）（土、日、祝日、年末年始を除く）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする
- (8) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 詳細は、事業者選定説明書による。
- (12) 本案件は提案限度額を以下のとおりとしている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

【提案限度額】

契約履行期間（令和6年6月～令和9年5月） 合計 133,685,640円（税込）

【内訳】

- ・令和6年度 37,134,900円（税込）
 - ・令和7年度 44,561,880円（税込）
 - ・令和8年度 44,561,880円（税込）
 - ・令和9年度 7,426,980円（税込）
- ※月額 3,713,490円（税込）

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型わく工	2,922円
普通作業員	2,540円	さく岩工	3,613円	大工	2,933円
軽作業員	1,785円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3,135円
造園工	2,529円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2,731円
法面工	3,220円	トンネル世話役	3,879円	はつり工	2,901円
とび工	3,177円	橋りょう特殊工	3,347円	防水工	3,485円
石工	3,145円	橋りょう塗装工	3,326円	板金工	3,262円
ブロック工	2,933円	橋りょう世話役	3,921円	サッシ工	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3,071円	内装工	3,167円
鉄筋工	3,082円	高級船員	3,549円	ガラス工	3,050円
鉄骨工	2,816円	普通船員	2,816円	ダクト工	2,752円
塗装工	3,326円	潜水士	4,814円	保温工	2,667円
溶接工	3,443円	潜水連絡員	3,496円	設備機械工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交通誘導員A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交通誘導員B	1,647円
潜かん工	3,411円	軌道工	5,536円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。